

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和6年職員給与実態調査の概要	参考-1
第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数	参考-2
第2表 給料表別平均給与月額	参考-4
第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等	参考-6
第4表 民間給与と比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額	参考-8
第5表 給料表別・級別・号給別職員数	参考-10
第6表 給料表別・級別・年齢別職員数	参考-14
第7表 扶養手当支給状況	参考-18
第8表 扶養親族別職員数	参考-19
第9表 通勤手当支給状況	参考-20
第10表 通勤方法別・距離別職員数	参考-21
第11表 住居手当支給状況	参考-21
第12表 単身赴任手当支給状況	参考-22
第13表 寒冷地手当支給状況	参考-22
第14表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	参考-23

2 公務員給与比較資料

第15表 東北各県職員の級別給料月額等（行政職）	参考-24
--------------------------	-------

3 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	参考-25
第16表 産業別・企業規模別調査対象事業所数	参考-26
第17表 民間における初任給の状況	参考-27
第18表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	参考-28
第19表 民間における初任給の改定状況	参考-46
第20表 民間における家族手当の支給状況	参考-47
第21表 民間における通勤手当の支給状況	参考-48
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-48
第23表 民間における定年制の状況等	参考-49

4 生計費及び労働経済指標関係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法	参考-51
第24表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費	参考-52
第25表 労働経済指標	参考-54

1 職員給与関係資料

令和6年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和6年4月1日現在における職員等の給与の支給状況等を調査したものである。

(2) 調査の範囲

「山形県職員等の給与に関する条例」の別表第1から別表第6までの各給料表の適用を受ける県職員、「市町村立学校職員給与負担法」第1条に規定する職員及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）

(3) 調査の内容

給料額、学歴、年齢、経験年数等

《参考》 給与条例の各給料表の適用される主な職（職員）

行政職	：他の給料表の適用を受けない全ての職員
公安職	：警察官
教育職(1)	：教諭（県立高等学校、特別支援学校）
教育職(2)	：教諭（市町村立小・中学校）
教育職(3)	：教授（県立大学）
研究職	：研究所等において試験研究業務に従事する職員
医療職(1)	：医師、歯科医師
医療職(2)	：獣医師、薬剤師、栄養士
医療職(3)	：保健師、看護師
海事職	：練習船等に乗り組む職員

第1表 給料表別職員数（性別職員構成）、平均年齢、平均経験年数

その1 山形県職員等の給与に関する条例に定める給料表適用職員

給料表	職員数等	職員数		平均年齢	平均経験年数
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）		
行政職	3,776	2,447 (64.8)	1,329 (35.2)	42.6	21.2
公安職	1,864	1,663 (89.2)	201 (10.8)	38.0	17.2
教育職(1)	2,154	1,177 (54.6)	977 (45.4)	46.0	23.2
教育職(2)	5,050	2,257 (44.7)	2,793 (55.3)	42.6	19.8
教育職(3)	28	25 (89.3)	3 (10.7)	57.2	34.1
研究職	258	212 (82.2)	46 (17.8)	42.1	19.2
医療職(1)	14	6 (42.9)	8 (57.1)	55.6	29.6
医療職(2)	257	80 (31.1)	177 (68.9)	42.3	19.6
医療職(3)	118	8 (6.8)	110 (93.2)	42.9	20.7
海事職	23	22 (95.7)	1 (4.3)	47.6	27.7
全給料表	13,542	7,897 (58.3)	5,645 (41.7)	42.6	20.4

その2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項で規定する給料表適用職員

給料表	職員数等	職員数		平均年齢
		うち男性（構成比）	うち女性（構成比）	
特定任期付職員給料表	3	3 (100.0)	0 (0.0)	68.3

(注) 定年が段階的に引き上げられることに伴い、山形県職員等の給与に関する条例附則第3項により給料月額が決定される職員及び相当する職員を除いた数値である（以下第15表までにおいて同じ。）。

第2表 給料表別平均給与月額

年 月平均 給与 給料表	令和6年4月1日現在									
	給料 月額	給料の 調整額	教職 調整額	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当等	住居 手当	教員 別当 手当	その他	合計
行政職	333,775	160		8,355	7,911	563	5,466		4,831	361,061
公安職	332,688	53		12,529	2,247	465	4,053		8,068	360,103
教育職(1)	383,497	3,279	13,947	9,525	3,616		4,903	5,570	4,118	428,455
教育職(2)	355,671	1,318	11,854	6,469	6,292		4,795	5,399	3,930	395,728
教育職(3)	486,879			6,696	17,746		7,304		14,243	532,868
研究職	350,299	502		8,984	10,155		8,561		5,337	383,838
医療職(1)	538,357	25,914		9,286	62,486	101,767			220,197	958,007
医療職(2)	334,659	16,411		7,333	4,161		4,185		6,791	373,540
医療職(3)	345,112	8,211		5,449	3,966		4,146		3,642	370,526
海事職	388,326			12,391			2,435			403,152
全給料表	350,751	1,484	6,639	8,384	5,845	326	4,948	2,899	5,098	386,374

(注) 1 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

令和5年4月1日現在									
給料 月額	給料の 調整額	教職 調整額	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当等	住居 手当	教員 特別 手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
330,566	161		8,469	7,797	656	5,531		4,756	357,936
327,363	52		12,361	2,256	501	4,079		7,845	354,457
381,400	3,213	13,811	9,845	3,548		4,857	5,554	4,119	426,347
354,879	1,278	11,865	6,739	6,152		4,608	5,484	3,923	394,928
/									
350,198	494		9,828	9,605	161	6,403		5,224	381,913
538,367	24,373		9,000	65,660	101,984			212,571	951,955
331,750	16,598		6,946	3,951		4,549		5,446	369,240
345,691	7,924		6,004	4,689		3,342		3,720	371,370
387,000			10,208			2,333			399,541
348,252	1,463	6,671	8,550	5,724	365	4,844	2,951	4,996	383,816

第3表 給料表別・級別・学歴別給料月額等

給料表		行政職			公安職			教育職(1)			教育職(2)			教育職(3)		
級	学歴	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額
		人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
1	大学卒	384	26.2	219,689	53	24.4	245,226	24	38.9	296,625	1	30.1	246,000			
	短大卒	7	36.3	229,129				17	34.2	278,524						
	高校卒	284	25.7	203,559	178	22.2	226,384	13	35.1	273,123						
	中学卒	1	73.6	254,200												
	計	676	26.2	213,061	231	22.7	230,707	54	36.5	285,269	1	30.1	246,000			
2	大学卒	274	30.5	249,667	230	29.7	277,293	1,863	45.4	378,794	4,295	40.7	341,905	6	51.1	413,950
	短大卒	1	40.8	252,400				38	50.4	397,118	84	48.6	380,112			
	高校卒	121	31.6	248,343	159	31.0	279,162	42	51.7	403,455						
	中学卒															
	計	396	30.8	249,269	389	30.2	278,057	1,943	45.6	379,686	4,379	40.8	342,638	6	51.1	413,950
特 2	大学卒										19	48.8	412,674			
	短大卒															
	高校卒															
	中学卒															
	計										19	48.8	412,674			
3	大学卒	398	36.0	297,553	224	37.4	321,566	104	53.1	457,244	345	52.7	434,294	8	51.8	445,950
	短大卒	12	37.0	289,292							1	54.3	434,200			
	高校卒	161	39.1	312,303	204	35.3	308,730									
	中学卒															
	計	571	36.9	301,538	428	36.4	315,448	104	53.1	457,244	346	52.7	434,293	8	51.8	445,950
4	大学卒	401	44.0	366,431	261	42.8	370,221	53	57.6	478,615	304	56.9	450,412	14	63.0	541,521
	短大卒	3	44.1	353,667							1	53.3	450,400			
	高校卒	359	49.7	382,830	172	46.3	376,816									
	中学卒															
	計	763	46.7	374,097	433	44.1	372,841	53	57.6	478,615	305	56.9	450,412	14	63.0	541,521
5	大学卒	543	51.8	397,581	151	46.6	410,332									
	短大卒	7	56.8	397,800												
	高校卒	312	54.9	399,279	98	50.6	415,989									
	中学卒	1	50.4	389,600												
	計	863	52.9	398,187	249	48.2	412,559									
6	大学卒	268	55.3	411,844	29	51.0	431,097									
	短大卒															
	高校卒	42	57.7	410,712	15	52.5	431,367									
	中学卒															
	計	310	55.6	411,691	44	51.5	431,189									
7	大学卒	117	56.3	437,201	35	52.9	445,157									
	短大卒															
	高校卒	3	56.4	443,867	34	55.6	444,532									
	中学卒															
	計	120	56.3	437,368	69	54.2	444,849									
8	大学卒	57	58.1	462,404	6	58.5	460,117									
	短大卒															
	高校卒	2	59.5	457,050	7	58.3	460,129									
	中学卒															
	計	59	58.2	462,222	13	58.4	460,123									
9	大学卒	18	56.8	497,994	2	58.3	479,900									
	短大卒															
	高校卒				6	57.8	480,850									
	中学卒															
	計	18	56.8	497,994	8	57.9	480,613									
合 計	大学卒	2,460	42.4	337,751	991	38.8	342,276	2,044	46.0	384,409	4,964	42.5	355,223	28	57.2	486,879
	短大卒	30	42.3	305,780				55	45.4	360,462	86	48.7	381,558			
	高校卒	1,284	42.9	326,828	873	37.1	321,803	55	47.8	372,649						
	中学卒	2	62.0	321,900												
	計	3,776	42.6	333,775	1,864	38.0	332,688	2,154	46.0	383,497	5,050	42.6	355,671	28	57.2	486,879

研究職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			海事職		
職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額	職員数	年齢	給料月額
人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
						5	25.0	213,200						
						5	25.0	213,200						
120	31.6	288,386	1	40.1	459,800	14	27.9	239,764	16	24.8	246,069			
						9	27.2	231,756	4	29.4	266,300	1	38.8	298,300
												1	27.8	284,100
120	31.6	288,386	1	40.1	459,800	23	27.6	236,630	20	25.7	250,115	2	33.3	291,200
/			/			/			/			/		
91	48.3	390,793	5	48.6	507,920	30	32.4	275,090	14	33.9	291,700			
2	50.3	404,200				36	33.9	279,192	7	36.0	300,629	2	35.1	336,400
1	49.7	398,600				1	35.3	282,200				6	45.4	365,233
												1	52.2	376,800
94	48.4	391,162	5	48.6	507,920	67	33.3	277,400	21	34.6	294,676	9	43.9	360,111
38	57.3	430,132	8	61.9	567,200	28	43.5	338,421	7	38.9	329,500	1	46.2	419,600
2	56.8	423,200				30	41.6	333,387	10	43.1	343,030	4	53.6	428,050
1	59.0	424,600				1	44.7	346,300				7	53.4	425,186
41	57.3	429,659	8	61.9	567,200	59	42.5	335,995	17	41.4	337,459	12	52.9	425,675
3	59.1	461,867				42	50.2	392,924	14	45.0	382,429			
						36	52.1	394,106	37	53.4	395,895			
						3	51.0	394,233						
3	59.1	461,867				81	51.0	393,498	51	51.1	392,198			
						12	55.0	411,258	7	57.3	421,686			
						4	59.0	408,925	2	57.9	421,000			
						16	56.0	410,675	9	57.4	421,533			
						6	57.2	440,883						
						6	57.2	440,883						
/			/			/			/			/		
252	41.8	348,806	14	55.6	538,357	132	43.1	342,185	58	37.5	321,262	1	46.2	419,600
4	53.5	413,700				120	41.2	325,232	60	48.2	368,167	7	46.2	383,329
2	54.3	411,600				5	46.6	362,240				14	48.1	389,414
												1	52.2	376,800
258	42.1	350,299	14	55.6	538,357	257	42.3	334,659	118	42.9	345,112	23	47.6	388,326

第4表 民間給与と比較対象とした行政職給料表適用職員の平均給与月額

給与種目	年	
	令和6年	令和5年
給料	336,492	334,066
扶養手当	8,527	8,661
管理職手当	7,968	7,909
地域手当等	521	674
住居手当	5,508	5,590
その他	4,911	4,860
合計 (平均給与月額)	363,927	361,760

- (注) 1 公民給与の比較は、公民とも個々人の主な給与決定要素（職種、役職段階、学歴、年齢）を同じくする者同士を比較しており、民間従業員に給与決定要素を同じくする者がいない職員の給与は比較対象から除外されるため、第2表における行政職の給与月額の合計とは一致しない。
- 2 給料には、給料の調整額を含む。
- 3 地域手当等には、異動保障による地域手当を含む。
- 4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

第5表 給料表別・級別・号給別職員数（その1）

給料表 級	号給	1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89	
	級	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92	
行政 職	1			26	33	46	28	29	131	108	99	82	17	14	14	8	4	7	4		1	1	1		
	2	1	1	8	53	34	78	76	79	31	15	8	5	3		2			1		1				
	3			2	5	47	26	46	54	64	64	53	74	38	36	20	18	13	3	1	3	2		1	
	4							2	5	13	23	28	63	68	59	61	37	44	40	32	48	58	61	47	
	5													1	3	22	30	65	57	116	127	104	65	67	
	6	1										1		28	132	66	44	15	15	6	2				
	7	2				1			65	20	15	5	6	1			5								
	8					14	19	22	4																
	9		5	9	3			1																	
	計																								
公 安 職	1		23	18	26	25	33	46	28	11	4	4	5	2		2		1	1	1					
	2						14	24	39	36	36	41	41	14	23	20	22	22	15	16	12	3	2	4	
	3				2	8	15	10	13	17	16	22	17	20	24	26	28	31	21	19	32	21	22	14	
	4					1	3	4	5	4	5	18	12	20	15	23	22	34	25	32	21	24	20	17	
	5								1	5	4	4	13	13	16	13	19	27	19	22	20	9	9	13	
	6														1		1	1	6	4	7	15	3	4	
	7													1	19	10	7	6	8	7	4	2	5		
	8												12	1											
	9							7		1															
計																									
教 育 職 (1)	1	1			1		1	2			2		2	1	2		4	3	2	3	7	1	2	2	
	2	15	27	20	26	24	26	26	40	34	33	33	30	41	38	44	45	28	37	45	49	42	36	54	
	3											1	2		3	15	24	17	21	9	12				
	4							10	26	10	7														
	計																								
教 育 職 (2)	1										1														
	2				120	166	155	162	154	161	150	136	118	129	121	126	89	83	76	104	92	92	78	76	
	特2																	1	3		3	3	2	3	
	3													1		9	11	16	68	64	59	52	44		
	4					10	131	56	51	44	13														
計																									
教 育 職 (3)	1																								
	2												2										2	2	
	3									1				1	1		1				3	1			
	4													1		2	3	3	3	1	1				
	計																								

93 5	97 5	101 5	105 5	109 5	113 5	117 5	121 5	125 5	129 5	133 5	137 5	141 5	145 5	149 5	153 5	157 5	161 5	165 5	169	計	平均 給料 月額
96	100	104	108	112	116	120	124	128	132	136	140	144	148	152	156	160	164	168			
23																				676 ^人	213,061 ^円
																				396	249,269
	1																			571	301,538
74																				763	374,097
206																				863	398,187
																				310	411,691
																				120	437,368
																				59	462,222
																				18	497,994
																				3,776	333,775
			1																	231	230,707
3	1	1																		389	278,057
15	11	8	4	3	4	3	2													428	315,448
11	5	3	16	9	6	16	22	40												433	372,841
42																				249	412,559
2																				44	431,189
																				69	444,849
																				13	460,123
																				8	480,613
																				1,864	332,688
7	3	4	1	1		1				1										54	285,269
54	62	39	69	62	64	102	74	56	97	173	190	98	10							1,943	379,686
																				104	457,244
																				53	478,615
																				2,154	383,497
																				1	246,000
64	64	75	74	83	65	74	78	71	99	79	64	135	253	393	248	72				4,379	342,638
	2	1	1																	19	412,674
22																				346	434,293
																				305	450,412
																				5,050	355,671
																				6	413,950
																				8	445,950
																				14	541,521
																				28	486,879

給料表別・級別・号給別職員数（その2）

給料表 級	号給	1	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89
	級	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	64	68	72	76	80	84	88	92
研究職	1																							
	2		10	6	9	5	2	7	10	4	9	2	8	4	7	6	10	8	5	1	3	2	1	
	3							3	2		5	5	6		3	7	5	9	6	4	4	5	1	29
	4												8	16	6	6	4	1						
	5						1	2																
	計																							
医療職(1)	1																							
	2														1									
	3				1								1						1	1			1	
	4												2		1	1		4						
	計																							
医療職(2)	1					1	2			1					1									
	2		3	3	2	2	3	6	1			1					1			1				
	3				5	6	6	11	11	9	3	4	7	2	2		1							
	4									1	6	6	4	7	4	4	4	5	8	2	3	4		
	5																	5	9	12	13	9	33	
	6											2	5	3	5			1						
	7							1	2	3														
計																								
医療職(3)	1																							
	2					6	6	3	4													1		
	3			1	1	1		2	2	3	2	2	1	4			1		1					
	4							1			1	1	1	5		4	2	2						
	5											1	1	1	6	3	3	4	1	1	3	4	6	2
	6											5	4											
計																								
海事職	1																							
	2					1			1															
	3							1	1	2		1						1			1		2	
	4										1	2			1	1	3	2		2				
	5																							
計																								

93 5 96	97 5 100	101 5 104	105 5 108	109 5 112	113 5 116	117 5 120	121 5 124	125 5 128	129 5 132	133 5 136	137 5 140	141 5 144	145 5 148	149 5 152	153 5 156	157 5 160	161 5 164	165 5 168	169	計	平均 給料 月額	
																				人	円	
		1																			120	288,386
																					94	391,162
																					41	429,659
																					3	461,867
																					258	350,299
																					1	459,800
																					5	507,920
																					8	567,200
																					14	538,357
																					5	213,200
																					23	236,630
																					67	277,400
																					59	335,995
																					81	393,498
																					16	410,675
																					6	440,883
																					257	334,659
																					20	250,115
																					21	294,676
																					17	337,459
																					51	392,198
																					9	421,533
																					118	345,112
																					2	291,200
																					9	360,111
																					12	425,675
																					23	388,326

第6表 給料表別・級別・年齢別職員数（その1）

給料表	年 齢 級	年 齢																							
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
行 政 職	1	10	25	30	38	74	88	93	114	90	26	16	4	13	6	6	4	2	4	4	3		1	3	
	2								1		61	69	81	70	26	18	14	10	4	8	5	3	7	6	4
	3														37	56	58	51	56	51	61	44	42	38	22
	4																					13	21	41	53
	5																								
	6															1									
	7													1					1	1					
	8																								
	9																							1	1
	計		10	25	30	38	74	88	93	115	90	87	85	85	84	69	81	76	63	65	64	69	60	71	89
公 安 職	1	23	18	25	26	50	47	13	7	3	7	2	3				3		1		1	1	1		
	2							31	43	42	28	47	37	22	20	24	18	21	10	16	6	2	3	6	2
	3							2	9	17	10	15	21	23	15	24	29	25	20	32	25	14	27	14	23
	4										1	5	3	6	5	6	21	19	15	18	25	28	30	10	
	5																	2	4	4	5	11	9	9	
	6																								
	7																								
	8																								
	9																								
	計		23	18	25	26	50	47	46	59	62	45	65	66	48	41	53	56	67	52	67	54	47	70	59
教 育 職 (1)	1	1		1				2	1			3	1	1	2	3	1	2	2	5	4	4	3	5	4
	2					15	24	23	24	24	22	24	34	37	34	36	27	37	40	41	40	36	40	38	40
	3																								
	4																								
	計		1		1		15	24	25	25	24	22	27	35	38	36	39	28	39	42	46	44	40	43	43
教 育 職 (2)	1													1											
	2					120	157	155	143	160	164	127	151	119	117	126	96	107	111	89	102	68	85	74	56
	特2																								
	3																								
	4																								
	計					120	157	155	143	160	164	127	151	120	117	126	96	107	111	89	102	68	85	74	56
教 育 職 (3)	1																								
	2																							2	
	3																							1	
	4																								
	計																								3

42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	計	平均年齡
									1									21	676 ^人	26.2 ^歲
2	2	2	1		1	1													396	30.8
21	6	5	8	4	4	1	1	3	1			1							571	36.9
51	67	63	49	42	47	49	56	62	57	44	20	13	9	2	2	1	1		763	46.7
		3	21	20	49	55	44	56	82	79	116	80	63	66	47	45	37		863	52.9
				1			2	12	21	21	35	37	26	36	40	34	44		310	55.6
								1			5	16	14	23	17	24	17		120	56.3
												1	5	6	10	15	22		59	58.2
										1					1	5	9		18	56.8
74	75	73	79	67	101	106	103	134	162	145	176	148	117	133	117	124	130	21	3,776	42.6
																			231	22.7
1	4	2	1	1	1												1		389	30.2
10	16	13	13	6	7	5	6	7											428	36.4
28	17	21	24	13	13	9	12	11	6	12	5	8	10	12	12	17	11		433	44.1
15	10	16	13	7	18	13	19	13	14	7	6	7	11	9	11	6	10		249	48.2
	1	3	2	2		3	8	1	4	1	5	4	1	4	4		1		44	51.5
			1		2	3	5	8	3	5	7	3	5	4	5	7	11		69	54.2
														2		1	4	6	13	58.4
														1	1	1	3	2	8	57.9
54	48	55	54	29	41	33	50	40	27	25	23	22	30	30	34	37	42		1,864	38.0
2	2	1	2			2													54	36.5
51	41	59	61	76	58	69	94	80	76	95	76	79	67	98	67	79	81		1,943	45.6
			1	1	1	1	14	8	11	16	15	9	8	7	3	4	5		104	53.1
										2	2	2	3	7	10	11	16		53	57.6
53	43	60	64	77	59	72	108	88	87	113	93	90	78	112	80	94	102		2,154	46.0
																			1	30.1
75	82	89	102	73	87	94	91	99	95	106	106	117	157	163	201	147	168		4,379	40.8
2	2	1	1		3	2	1	2	1	1		1	1				1		19	48.8
		2	8	11	8	22	25	36	44	31	43	33	19	19	12	20	13		346	52.7
								6	5	12	16	27	30	29	53	65	62		305	56.9
77	84	92	111	84	98	118	117	143	145	150	165	178	207	211	266	232	244		5,050	42.6
											2				1			1	6	51.1
			2	1							1							3	8	51.8
									1						1			12	14	63.0
			2	1					1	2	1			1	1			16	28	57.2

給料表別・級別・年齢別職員数（その2）

給料表	年 齢 級	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
		研究職	1																						
2						4	4	8	9	4	8	6	9	7	4	7	7	6	8	9	6	6	2	1	2
3																							2	2	5
4																									
5																									
計						4	4	8	9	4	8	6	9	7	4	7	7	6	8	9	6	6	4	3	7
医療職(1)	1																								
	2																							1	
	3																							1	
	4																								
	計																								2
医療職(2)	1				1	2			1								1								
	2						2	5	4	3	1	5						1			1				1
	3											4	6	8	7	10	8	5	10	1	3	1	3		
	4																			3	5	6	5	5	2
	5																								
	6																								
	7																								
	計				1	2	2	5	5	3	1	9	6	8	7	10	9	6	10	4	9	7	8	5	3
医療職(3)	1																								
	2						5	4	6	3	1												1		
	3										1	1	1		1	4	1	1	2	3	3		2		
	4																1			1			4	2	1
	5																							1	1
	6																								
	計						5	4	6	3	2	1	1		1	4	2	1	2	4	3		7	3	2
海事職	1																								
	2										1												1		
	3																	1		1	1				
	4																								
	5																								
	計										1							1		1	1	1			

42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳以上	計	平均年齢
																			人	歳
1			1	1															120	31.6
8	2	4	8	8	7	3	7	4	8	7	6	5	6	2					94	48.4
												3	7	9	7	5	10		41	57.3
																1	2		3	59.1
9	2	4	9	9	7	3	7	4	8	7	6	8	13	11	7	6	12		258	42.1
																			1	40.1
				1			1				1	1							5	48.6
											1				1			6	8	61.9
				1			1				2	1			1			6	14	55.6
																			5	25.0
																			23	27.6
		1																	67	33.3
3	8	3	5	8	3	1	2												59	42.5
		2	2	4	6	8	8	16	10	5	4	3	3	5	3	1	1		81	51.0
							1			2	1	1	3	1	2	3	2		16	56.0
												1	1		2	1	1		6	57.2
3	8	6	7	12	9	9	11	16	10	7	5	5	7	6	7	5	4		257	42.3
																			20	25.7
1																			21	34.6
1	4	1	2																17	41.4
1	4	3	3	1	3	1	4	2	2	4	1	2	6	4	5	1	2		51	51.1
											1		1		3	2	2		9	57.4
3	8	4	5	1	3	1	4	2	2	4	2	2	7	4	8	3	4		118	42.9
																			2	33.3
	1	1	1			1				1		1							9	43.9
			1	1	1		1		1	2			1		1	3			12	52.9
	1	1	2	1	1	1	1		1	3		1	1		1	3			23	47.6

第7表 扶養手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	5,537 ^人 (40.9)	1,573 (41.7)	1,087 (58.3)	978 (45.4)	1,631 (32.3)	268 (38.4)	
受給者1人当たり 平均手当額	20,505 ^円	20,057	21,485	20,979	20,029	20,328	
扶 養 親 族 数	配 偶 者	1,797 ^人	521	591	262	349	74
	子	8,504 ^人	2,296	1,758	1,534	2,482	434
	父 母 等	449 ^人	147	33	103	152	14
	扶 養 親 族 合 計	10,750 ^人	2,964	2,382	1,899	2,983	522
	うち特定期間 にある子	2,796 ^人	862	346	561	918	109
非 受 給 者	8,005 ^人 (59.1)	2,203 (58.3)	777 (41.7)	1,176 (54.6)	3,419 (67.7)	430 (61.6)	
合 計	13,542 ^人 (100.0)	3,776 (100.0)	1,864 (100.0)	2,154 (100.0)	5,050 (100.0)	698 (100.0)	
1人当たり平均手当額	8,384 ^円	8,355	12,529	9,525	6,469	7,805	

(注) 1 () 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

2 「特定期間にある子」とは、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子である。

第8表 扶養親族別職員数

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教育職(1)	教育職(2)	そ の 他
扶 養 手 当 受 給 者	5,537 ^人	1,573	1,087	978	1,631	268
う ち 扶 養 親 族 で 有 する 配 偶 者	1,797 ^人	521	591	262	349	74
う ち 扶 養 親 族 で 有 する 子 者	4,790 ^人	1,316	940	864	1,432	238
う ち 配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 する 者	354 ^人	118	24	78	121	13

第9表 通勤手当支給状況

区 分		合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他	
受 給 者	交 通 機 関 利 用 者	バ ス	46 [0.4]	41 [1.3]	2 [0.2]	1 [0.1]	2 [0.0]	[-]
		鉄 道	36 [0.3]	24 [0.8]	3 [0.2]	6 [0.3]	1 [0.0]	2 [0.3]
		小 計	82 [0.7]	65 [2.0]	5 [0.4]	7 [0.4]	3 [0.1]	2 [0.3]
	交 通 用 具 使 用 者	自 動 車	11,546 [98.5]	3,084 [96.5]	1,320 [99.4]	1,926 [98.5]	4,597 [99.7]	619 [99.2]
		自 転 車	41 [0.3]	18 [0.6]	3 [0.2]	8 [0.4]	12 [0.3]	[-]
		自 動 二 輪	4 [0.0]	[-]	[-]	4 [0.2]	[-]	[-]
		小 計	11,591 [98.9]	3,102 [97.0]	1,323 [99.6]	1,938 [99.1]	4,609 [99.9]	619 [99.2]
	併 用 者	44 [0.4]	30 [0.9]	[-]	10 [0.5]	1 [0.0]	3 [0.5]	
	計	11,717 [100.0] (86.5)	3,197 [100.0] (84.7)	1,328 [100.0] (71.2)	1,955 [100.0] (90.8)	4,613 [100.0] (91.3)	624 [100.0] (89.4)	
	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 額	9,055	10,391	7,577	10,197	7,689	11,874	
非 受 給 者	1,825 (13.5)	579 (15.3)	536 (28.8)	199 (9.2)	437 (8.7)	74 (10.6)		
合 計	13,542 (100.0)	3,776 (100.0)	1,864 (100.0)	2,154 (100.0)	5,050 (100.0)	698 (100.0)		
1 人 当 たり 平 均 手 当 額	7,835	8,797	5,399	9,255	7,024	10,615		

(注) () 内は、全職員を100としたときの割合 (%)、[] 内は、受給者を100としたときの割合 (%) である。

第10表 通勤方法別・距離別職員数

区 分	合 計	通勤距離 (k m)								
		6 未満	6 以上 10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上	
交利 通 機 関 者	バ ス	46 ^人	24	7	6				1	8
	鉄 道	36 ^人	2	6	15	2		2	1	8
	計	82 ^人	26	13	21	2		2	2	16
交使 通 用 具 者	自 動 車	11,546 ^人	3,981	2,195	3,205	1,210	447	327	123	58
	自 転 車	41 ^人	34	5	2					
	自動二輪	4 ^人	2	1	1					
	計	11,591 ^人	4,017	2,201	3,208	1,210	447	327	123	58
併 用 者	44 ^人					3		6	35	
合 計	11,717 ^人	4,043	2,214	3,229	1,212	450	329	131	109	

第11表 住居手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	2,641 ^人 (19.5)	817 (21.6)	297 (15.9)	414 (19.2)	952 (18.9)	161 (23.1)
受給者1人当たり 平均手当額	25,371 ^円	25,264	25,436	25,507	25,437	25,057
非 受 給 者	10,901 ^人 (80.5)	2,959 (78.4)	1,567 (84.1)	1,740 (80.8)	4,098 (81.1)	537 (76.9)
自 宅	8,966 ^人 (66.2)	2,407 (63.7)	779 (41.8)	1,553 (72.1)	3,827 (75.8)	400 (57.3)
借 間 ・ 借 家	684 ^人 (5.1)	209 (5.5)	37 (2.0)	101 (4.7)	266 (5.3)	71 (10.2)
公 舎 等	1,251 ^人 (9.2)	343 (9.1)	751 (40.3)	86 (4.0)	5 (0.1)	66 (9.5)
合 計	13,542 ^人 (100.0)	3,776 (100.0)	1,864 (100.0)	2,154 (100.0)	5,050 (100.0)	698 (100.0)
1 人 当 た り 平 均 手 当 額	4,948 ^円	5,466	4,053	4,903	4,795	5,780

(注) 1 () 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

2 公舎等には、駐在所、警察学校の寮等に居住する者を含む。

3 受給者には、配偶者の居住する借家・借間に対する手当のみを受給する者を含む。

《参考》 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間に係る住居手当の支給状況

配偶者の居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当額
		26 ^人

第12表 単身赴任手当支給状況

区 分	合 計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	そ の 他
受 給 者	301 ^人 (2.2)	58 (1.5)	197 (10.6)	14 (0.6)	10 (0.2)	22 (3.2)
受給者1人当たり 平均手当額	34,930 ^円	38,138	33,005	36,286	34,000	43,273
非 受 給 者	13,241 ^人 (97.8)	3,718 (98.5)	1,667 (89.4)	2,140 (99.4)	5,040 (99.8)	676 (96.8)
合 計	13,542 ^人 (100.0)	3,776 (100.0)	1,864 (100.0)	2,154 (100.0)	5,050 (100.0)	698 (100.0)
1 人 当 たり 平 均 手 当 額	776 ^円	586	3,488	236	67	1,364

(注) () 内は、全職員を100としたときの割合 (%) である。

第13表 寒冷地手当支給状況

世帯主である職員		その他の職員	合 計	受給者1人当たり 平均手当額
扶養親族あり	その他の世帯主			
4,252 ^人	3,323 ^人	2,638 ^人	10,213 ^人	12,631 ^円

第14表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	人	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
			行政職	170				147	22	1		
公安職	68				21	47						
教育職(1)	166	8	158									
教育職(2)	163		163									
教育職(3)												
研究職	6		4		2							
医療職(1)												
医療職(2)	4				4							
医療職(3)	1				1							
海事職	1					1						
給料表計	579											

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	人	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
			行政職	23				23				
公安職												
教育職(1)	29		29									
教育職(2)	168		168									
教育職(3)												
研究職												
医療職(1)												
医療職(2)												
医療職(3)												
海事職												
給料表計	220											

2 公務員給与比較資料

第15表 東北各県職員級の級別給料月額等（行政職）

項目		級										計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
山形	構成比	17.9%	10.5	15.1	20.2	22.9	8.2	3.2	1.6	0.5		100.0
	経験年数	5.3年	9.3	15.4	25.8	31.6	33.2	33.7	35.5	34.0		21.2
	年齢	26.2歳	30.8	36.9	46.7	52.9	55.6	56.3	58.2	56.8		42.6
	給料月額	213,061円	249,269	301,538	374,097	398,187	411,691	437,368	462,222	497,994		333,775
青森	構成比	16.8%	19.5	17.2	20.4	14.2	7.2	3.2	1.0	0.5	0.0	100.0
	経験年数	3.4年	10.2	17.8	26.7	30.6	33.2	33.1	35.6	35.1	-	19.4
	年齢	24.3歳	32.1	39.8	48.1	52.0	54.6	55.4	57.5	57.9	-	40.9
	給料月額	205,712円	244,690	299,582	367,730	389,834	404,122	428,399	452,620	487,586	-	313,909
岩手	構成比	19.5%	16.8	11.5	18.5	20.7	6.5	4.4	1.5	0.5	0.1	100.0
	経験年数	3.5年	9.5	16.4	25.9	31.1	33.0	33.8	34.7	34.2	35.7	19.8
	年齢	24.0歳	30.9	37.9	46.5	51.8	54.3	55.5	56.6	56.6	58.0	40.7
	給料月額	205,617円	248,128	302,091	368,984	393,919	406,311	434,305	461,980	501,756	533,633	321,766
宮城	構成比	14.3%	16.2	17.0	20.1	20.1	6.5	3.9	1.4	0.5	0.0	100.0
	経験年数	3.6年	9.5	15.0	25.2	31.6	33.8	33.8	34.8	35.1	-	20.2
	年齢	23.5歳	30.8	36.6	46.0	52.1	54.5	55.1	56.6	57.3	-	41.1
	給料月額	204,242円	246,394	294,230	369,459	393,787	407,364	433,250	463,219	502,889	-	324,869
秋田	構成比	15.7%	14.1	15.1	12.2	32.1	7.6	1.3	1.3	0.5		100.0
	経験年数	2.8年	8.7	15.2	24.7	31.0	34.1	33.3	35.1	35.0		20.6
	年齢	23.7歳	30.3	37.7	45.4	51.6	55.9	56.2	57.6	58.1		41.8
	給料月額	201,468円	243,788	299,783	367,757	393,327	405,165	431,030	456,362	499,471		327,507
福島	構成比	14.4%	10.8	20.8	27.8	10.3	12.0	2.4	0.9	0.6	0.0	100.0
	経験年数	2.5年	7.2	13.0	26.6	30.9	30.8	32.9	33.2	33.4	34.5	19.4
	年齢	23.9歳	29.1	35.7	47.9	52.8	53.5	55.5	55.9	56.6	57.4	41.4
	給料月額	208,281円	239,903	287,580	374,400	399,727	415,716	443,371	471,669	510,766	536,000	328,774

3 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び各都道府県等人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 557事業所
- ② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から143事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、行政職相当職種が3,907人（初任給関係 138人、初任給関係以外 3,769人）であり、その他の職種が464人（初任給関係 12人、初任給関係以外 452人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は20,469人であり、このうち、行政職相当職種は16,742人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第16表 産業別・企業規模別調査対象事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
		事業所	事業所	事業所	事業所
農業、林業、漁業		1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業		47 (13)	4 (0)	22 (6)	21 (7)
製造業		275 (91)	46 (17)	152 (51)	77 (23)
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業		56 (12)	24 (9)	22 (3)	10 (0)
卸売業、小売業		10 (2)	3 (1)	6 (1)	1 (0)
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		9 (1)	8 (1)	1 (0)	0 (0)
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		159 (24)	55 (9)	74 (10)	30 (5)
合 計		557 (143)	140 (37)	277 (71)	140 (35)

(注) 1 () 内は、抽出した標本事業所数である。

2 標本事業所143所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた141所に占める調査完了事業所125所の割合(調査完了率)は、88.7%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第17表 民間における初任給の状況

職 種	学 歴	山 形 県				全 国			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円	円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	206,278	199,923	211,945	-	220,368	226,469	214,437	214,930
	短 大 卒	173,714	-	173,714	-	190,835	193,196	188,966	187,257
	高 校 卒	170,714	-	171,282	166,000	179,570	184,141	175,537	177,999
新 卒 技 術 者	大 学 卒	225,201	245,308	214,298	190,067	225,914	235,998	219,000	216,258
	短 大 卒	197,835	209,685	195,503	175,000	206,271	213,345	200,234	194,907
	高 校 卒	171,547	179,305	164,160	171,892	185,524	189,643	182,467	181,453
新 卒 事 務 員 ・ 新 卒 技 術 者 計	大 学 卒	218,192	228,005	213,302	190,067	222,379	229,615	216,185	215,497
	短 大 卒	194,840	209,685	191,611	175,000	199,520	204,776	195,070	191,829
	高 校 卒	171,311	179,305	167,554	171,050	182,852	187,214	179,311	179,893

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第18表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務	支 店 長	5	57.3	657,077	80	656,997	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	57.8	659,210	50	659,160	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
・ 工 場 長	工 場 長	3	54.5	681,749	10,010	671,739	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	55.0	749,550	0	749,550	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	117	55.0	551,237	2,358	548,879	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	61	56.0	594,550	3,196	591,354	
	短 大 卒	13	54.0	530,885	0	530,885	
	高 校 卒	43	53.9	495,947	1,882	494,065	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	73	53.6	542,896	3,969	538,927	同 上	
大 学 卒	32	53.7	587,205	3,052	584,153		
短 大 卒	10	53.8	564,775	8,030	556,745		
高 校 卒	30	53.5	494,220	3,726	490,494		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事務部次長	39	53.8	509,239	7,950	501,289	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大学卒	17	53.6	505,919	2,000	503,919	
	短大卒	7	54.8	519,352	143	519,209	
	高校卒	15	53.6	508,281	18,338	489,943	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部次長	18	53.7	427,726	151	427,575	同 上
	大学卒	4	57.5	476,354	0	476,354	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	13	52.6	413,298	209	413,089	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務課長	239	50.5	469,453	10,926	458,527	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	113	49.5	488,182	10,568	477,614	
	短大卒	35	48.3	438,411	16,025	422,386	
	高校卒	91	52.4	458,135	9,408	448,727	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職 種	技術課長	204	49.6	478,331	12,695	465,636	同 上
	大学卒	91	48.5	523,030	6,070	516,960	
	短大卒	28	49.4	444,744	15,673	429,071	
	高校卒	84	50.8	441,338	19,030	422,308	
	中学卒	*	*	*	*	*	

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務	事務課長代理	49	51.7	410,658	35,715	374,943	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	22	48.3	410,729	41,210	369,519	
	短大卒	9	54.4	354,380	23,116	331,264	
	高校卒	18	54.4	438,710	35,298	403,412	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	技術課長代理	27	47.7	407,150	15,471	391,679	同上
	大学卒	14	47.3	424,101	22,287	401,814	
	短大卒	2	50.0	397,709	52,526	345,183	
	高校卒	11	47.8	387,292	58	387,234	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務係長	242	46.9	384,017	36,070	347,947	係の長及び係長級専門職
	大学卒	107	44.6	410,219	35,989	374,230	
	短大卒	43	45.7	354,878	34,755	320,123	
	高校卒	92	50.1	367,162	36,779	330,383	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職種	技術係長	265	47.7	429,989	47,298	382,691	同上
	大学卒	98	46.9	466,287	50,554	415,733	
	短大卒	24	46.6	415,374	51,136	364,238	
	高校卒	141	48.5	408,123	44,419	363,704	
	中学卒	2	49.5	368,299	44,638	323,661	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 主 任	123	43.9	329,133	32,958	296,175	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	49	41.6	339,220	32,954	306,266	
	短 大 卒	19	42.3	314,365	31,325	283,040	
	高 校 卒	53	46.6	327,226	34,226	293,000	
	中 学 卒	2	44.5	272,811	14,979	257,832	
技 術	技 術 主 任	116	43.2	369,868	48,929	320,939	同 上
	大 学 卒	44	42.9	391,758	49,880	341,878	
	短 大 卒	17	39.4	355,360	43,694	311,666	
	高 校 卒	55	44.6	356,840	49,787	307,053	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	1,020	39.6	276,440	23,095	253,345	
	大 学 卒	363	35.3	289,956	29,866	260,090	
	短 大 卒	190	40.5	263,561	19,144	244,417	
	高 校 卒	465	42.5	271,187	19,408	251,779	
	中 学 卒	2	40.0	268,030	26,830	241,200	
職 種	技 術 係 員	992	40.3	316,525	39,014	277,511	
	大 学 卒	330	35.6	313,287	41,834	271,453	
	短 大 卒	105	39.0	313,000	36,275	276,725	
	高 校 卒	551	43.5	319,895	38,108	281,787	
	中 学 卒	6	37.2	246,777	15,043	231,734	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 工 場 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	57.8	688,084	100	687,984	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	3	57.8	659,210	50	659,160		
	短 大 卒	-	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	工 場 長	2	55.0	749,550	0	749,550	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	2	55.0	749,550	0	749,550		
	短 大 卒	-	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	43	55.3	642,563	3,346	639,217	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	33	55.7	652,318	4,338	647,980		
	短 大 卒	4	56.0	597,530	0	597,530		
	高 校 卒	6	53.0	618,936	125	618,811		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	20	53.2	720,081	3,097	716,984	同 上	
大 学 卒	14	53.1	705,872	4,425	701,447			
短 大 卒	3	52.8	746,966	0	746,966			
高 校 卒	3	53.8	759,507	0	759,507			
中 学 卒	-	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 部 次 長	20	53.8	546,320	3,051	543,269	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	11	53.1	531,710	171	531,539	
	3	54.5	605,744	333	605,411	
	6	54.5	543,392	9,692	533,700	
	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	3	49.8	544,501	0	544,501	同 上
	2	51.5	550,450	0	550,450	
	-	-	-	-	-	
	*	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	111	50.7	524,558	12,215	512,343	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	63	49.8	528,748	12,225	516,523	
	13	48.7	470,370	20,317	450,053	
	35	52.8	537,143	9,188	527,955	
	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	76	51.0	578,906	13,543	565,363	同 上
	44	50.4	596,836	6,018	590,818	
	12	53.6	501,189	14,135	487,054	
	20	50.8	586,092	29,742	556,350	
	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務	事務課長代理	32	51.7	421,431	46,922	374,509	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	16	47.8	422,420	52,077	370,343	
	短大卒	4	53.8	335,705	43,430	292,275	
	高校卒	12	56.1	448,689	41,214	407,475	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	11	49.1	402,497	19,350	383,147	同 上
	大学卒	9	48.9	403,560	11,977	391,583	
	短大卒	2	50.0	397,709	52,526	345,183	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事務係長	65	47.1	462,816	42,415	420,401	係の長及び係長級専門職
	大学卒	45	45.8	470,091	32,966	437,125	
	短大卒	6	48.3	495,867	93,339	402,528	
	高校卒	14	50.9	425,267	50,961	374,306	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種	技術係長	116	49.6	493,648	49,385	444,263	同 上
	大学卒	58	48.6	504,835	58,913	445,922	
	短大卒	10	46.0	484,220	65,909	418,311	
	高校卒	48	51.5	482,094	34,430	447,664	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 主 任	29	46.2	370,369	40,746	329,623	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	11	47.5	371,219	45,261	325,958	
	5	40.5	383,636	52,323	331,313	
高 校 卒	13	47.2	364,547	32,472	332,075	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
技 術 主 任	38	46.3	436,982	64,362	372,620	同 上
	19	43.8	421,893	55,876	366,017	
	6	39.3	419,938	60,821	359,117	
高 校 卒	13	53.1	466,901	78,398	388,503	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	319	39.2	305,963	32,206	273,757	同 上
	140	33.4	303,063	37,793	265,270	
	56	40.6	297,022	29,440	267,582	
高 校 卒	121	45.2	314,082	27,111	286,971	同 上
	2	40.0	268,030	26,830	241,200	
	-	-	-	-	-	
技 術 係 員	378	43.2	362,049	48,174	313,875	同 上
	154	36.3	332,172	47,749	284,423	
	35	46.1	413,446	54,560	358,886	
高 校 卒	189	48.3	376,875	47,338	329,537	同 上
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当			(A) - (B)
				(A)	(B)		
	人	歳	円	円	円		
支 店 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
事 大 学 卒	-	-	-	-	-		
務 短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
・ 工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
技 短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
術 中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	65	54.9	507,947	2,011	505,936	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
関 大 学 卒	24	56.3	531,606	2,106	529,500		
短 大 卒	9	53.1	501,266	0	501,266		
係 高 校 卒	32	54.5	492,082	2,505	489,577		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
職 技 術 部 長	40	54.2	492,152	5,498	486,654	同 上	
大 学 卒	15	54.7	521,017	2,381	518,636		
種 短 大 卒	7	54.2	486,693	11,472	475,221		
高 校 卒	17	53.7	476,319	6,111	470,208		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)		
			(A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	15	54.1	465,880	1,296	464,584	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間） 同 上 { 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職 同 上
	大学卒	5	54.7	443,498	3,889	439,609	
	短大卒	4	55.0	454,558	0	454,558	
	高校卒	6	53.0	492,079	0	492,079	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	7	55.5	414,060	0	414,060	
	大学卒	2	63.5	402,259	0	402,259	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	52.3	418,281	0	418,281	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	110	50.1	427,693	9,931	417,762		
大学卒	47	49.0	438,726	8,128	430,598		
短大卒	19	48.0	426,017	15,402	410,615		
高校卒	44	52.3	416,633	9,493	407,140		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	109	49.0	426,045	7,909	418,136		
大学卒	46	46.9	454,507	6,217	448,290		
短大卒	13	47.7	418,006	12,976	405,030		
高校卒	49	51.3	400,796	8,314	392,482		
中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する 給 与		(A) - (B)			
			(A)	うち 時間外手当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	9	45.8	385,648	15,425	370,223	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上	
	大学卒	3	41.5	353,983	258	353,725		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	50.3	410,080	21,783	388,297		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	13	47.6	426,832	13,724	413,108		
	大学卒	4	44.5	484,566	44,445	440,121		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	9	48.9	401,173	71	401,102		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	事務係長	139	46.4	352,932	36,233	316,699	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	50	43.3	355,553	38,586	316,967		
	短大卒	28	45.7	329,062	26,128	302,934		
	高校卒	61	49.3	361,741	38,942	322,799		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	124	46.7	391,718	49,533	342,185		同 上
	大学卒	36	44.7	417,650	39,183	378,467		
短大卒	12	46.3	369,097	42,922	326,175			
高校卒	高校卒	75	47.7	382,138	55,452	326,686		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 主 任	76	42.2	325,546	34,356	291,190	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	32	39.1	341,941	33,568	308,373	
	12	42.3	297,529	24,933	272,596	
高 校 卒	31	45.4	318,916	38,959	279,957	同 上
	*	*	*	*	*	
技 術 主 任	60	42.1	348,150	43,581	304,569	同 上
	24	42.3	373,555	47,211	326,344	
大 学 卒	10	40.0	322,746	37,788	284,958	同 上
	26	42.7	334,471	42,458	292,013	
短 大 卒	-	-	-	-	-	同 上
	542	39.9	268,334	21,668	246,666	
事 務 係 員	183	36.7	284,502	27,887	256,615	同 上
	110	40.0	251,656	16,224	235,432	
大 学 卒	249	42.2	263,820	19,503	244,317	同 上
	-	-	-	-	-	
短 大 卒	433	38.2	293,733	33,881	259,852	同 上
	155	34.8	297,958	35,882	262,076	
高 校 卒	59	35.1	267,222	30,081	237,141	同 上
	217	41.5	298,531	33,656	264,875	
中 学 卒	2	32.5	227,948	15,278	212,670	同 上

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
事 大 学 卒	-	-	-	-	-	
務 短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	9	54.1	427,555	140	427,415	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	4	57.3	495,626	315	495,311	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	5	51.5	373,099	0	373,099	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 技 術 部 長	13	52.5	426,441	607	425,834	同 上
大 学 卒	3	50.8	364,360	0	364,360	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	10	53.0	445,065	789	444,276	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)		
							(A)
	人	歳	円	円	円		
事 務 部 次 長	4	53.0	486,430	57,399	429,031	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
	大学卒	*	*	*	*		*
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	3	53.2	470,462	72,305		398,157
	中学卒	-	-	-	-		-
技 術 部 次 長	8	53.5	395,893	340	395,553	同 上	
	大学卒	-	-	-	-		-
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	8	53.5	395,893	340		395,553
	中学卒	-	-	-	-		-
事 務 課 長	18	51.3	384,838	9,054	375,784	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	3	51.8	411,121	14,000		397,121
	短大卒	3	48.5	378,416	1,365		377,051
	高校卒	12	51.9	379,872	9,739		370,133
	中学卒	-	-	-	-		-
技 術 課 長	19	47.3	375,984	36,759	339,225	同 上	
	大学卒	*	*	*	*		*
	短大卒	3	40.5	334,831	33,510		301,321
	高校卒	15	49.4	380,769	39,751		341,018
	中学卒	-	-	-	-		-

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与	う ち 時 間 外 手 当	(A) - (B)		
							(A)
事 務	事務課長代理	8	58.3	395,700	13,712	381,988	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	3	57.5	405,121	24,207	380,914	
	短大卒	4	59.5	372,031	1,296	370,735	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	3	42.8	338,922	8,813	330,109	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	42.5	324,828	0	324,828	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職 種	事務係長	38	48.3	362,935	24,621	338,314	係の長及び係長級専門職
	大学卒	12	45.5	413,475	36,506	376,969	
	短大卒	9	43.9	341,202	22,537	318,665	
	高校卒	17	52.5	338,766	17,335	321,431	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職 種	技術係長	25	44.4	324,434	26,525	297,909	同 上
	大学卒	4	42.8	345,069	31,685	313,384	
	短大卒	2	52.0	348,805	26,557	322,248	
	高校卒	18	43.9	319,136	25,087	294,049	
	中学卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する 給 与	うち 時間外手当	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務 主 任	18	47.4	277,840	14,507	263,333	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	6	44.0	266,047	7,112	258,935	
	2	47.0	242,207	17,183	225,024	
高 校 卒	9	49.9	301,937	20,455	281,482	
	*	*	*	*	*	
	18	40.2	300,576	34,179	266,397	
大 学 卒	*	*	*	*	*	
	*	*	*	*	*	
	16	40.7	303,766	38,451	265,315	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
	159	39.3	244,838	9,681	235,157	
	40	35.9	269,033	11,177	257,856	
短 大 卒	24	42.5	240,046	8,500	231,546	
	95	40.0	235,862	9,349	226,513	
	-	-	-	-	-	
高 校 卒	181	39.5	275,973	32,164	243,809	
	21	36.2	287,936	42,382	245,554	
	11	37.3	238,941	11,323	227,618	
中 学 卒	145	40.1	277,596	32,740	244,856	
	4	39.5	256,192	14,926	241,266	

その2 その他の職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きま って 支給 する 給 与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務 関係 職種						見習、外国語の電話交換手を除く。 { 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 }
電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
守 衛	-	-	-	-	-	
用 務 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	7	57.9	608,247	0	608,247
	大 学 教 授	21	56.0	498,968	0	498,968
	大 学 准 教 授	18	48.4	427,618	0	427,618
	大 学 講 師	13	42.4	380,185	0	380,185
	大 学 助 教	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*
	高 等 学 校 教 頭	3	53.8	490,357	5,667	484,690
	高 等 学 校 主 幹 教 諭 ・ 指 導 教 諭	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 諭	47	44.1	384,412	15,282	369,130
	研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-
研 究 部 (課) 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研 究 室 (係) 長	*	*	*	*	*	{ 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
主 任 研 究 員	*	*	*	*	*	構成員3人以上の室(係)の長
研 究 員	11	32.9	301,768	22,812	278,956	{ 下記研究員より上位の者(研究所長の職 名を有する者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
医 療	病 院 長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副 院 長	-	-	-	-	} 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医 科 長	3	51.5	1,482,867	97,667		1,385,200
	医 師	15	56.2	1,212,466	49,867	1,162,599	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
関 係 職 種	薬 局 長	2	52.0	490,134	43,759	446,375	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	7	38.1	358,637	12,425	346,212	
	診療放射線技師	10	46.7	338,102	35,636	302,466	
	臨床検査技師	16	42.3	315,713	33,640	282,073	
	栄 養 士	12	39.1	296,102	17,971	278,131	
	理学療法士	69	35.9	289,356	8,891	280,465	
	作業療法士	48	36.8	295,190	9,528	285,662	
種	総 看 護 師 長	3	58.2	550,962	22,082	528,880	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	33	48.1	449,289	78,325	370,964	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	81	36.9	347,671	68,773	278,898	
	准 看 護 師	28	45.7	331,975	63,336	268,639	

第19表 民間における初任給の改定状況

学 歴		項 目 企業規模	新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
				増 額	据置き	減 額	
山 形 県	大 学 卒	規 模 計	21.5 [%]	[67.3] [%]	[32.7] [%]	— [%]	78.5 [%]
		500人以上	29.4	[66.7]	[33.3]	—	70.6
		100人以上 500人未満	21.0	[63.1]	[36.9]	—	79.0
		50人以上 100人未満	15.0	[80.0]	[20.0]	—	85.0
	高 校 卒	規 模 計	13.1	[92.0]	[8.0]	—	86.9
		500人以上	6.0	[100.0]	[0.0]	—	94.0
		100人以上 500人未満	14.1	[84.9]	[15.1]	—	85.9
		50人以上 100人未満	18.0	[100.0]	[0.0]	—	82.0
全 国	大 学 卒	規 模 計	49.7	[67.5]	[31.9]	[0.6]	50.3
		500人以上	90.3	[79.4]	[20.6]	[0.0]	9.7
		100人以上 500人未満	52.1	[63.8]	[35.5]	[0.7]	47.9
		50人以上 100人未満	23.7	[57.0]	[41.3]	[1.7]	76.3
	高 校 卒	規 模 計	29.2	[71.6]	[27.5]	[0.9]	70.8
		500人以上	57.9	[80.8]	[19.2]	[0.0]	42.1
		100人以上 500人未満	28.1	[67.0]	[32.0]	[1.0]	71.9
		50人以上 100人未満	15.8	[68.0]	[29.7]	[2.4]	84.2

(注) [] 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		割合	
		山形県	全国
家族手当制度がある		80.5%	74.5%
配偶者に家族手当を支給する		66.3%	53.5%
子に家族手当を支給する		78.3%	74.0%
家族手当制度がない		19.5%	25.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	9,823円	12,320円
	配偶者と子1人	15,237円	19,003円
	配偶者と子2人	20,200円	25,272円
	子1人	8,263円	13,303円
	子2人	15,846円	25,241円
	子3人	23,504円	37,208円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合	
	山形県	全国
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	15.9%	15.3%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	1.5%	11.1%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	82.6%	73.6%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する		全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の通勤手当を支給しない
	%	%	%	%	%	%
山形県	74.1	(56.2)	—	(34.0)	(9.9)	25.9
全 国	90.4	(52.9)	(6.4)	(33.9)	(6.7)	9.6

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む通勤手当を支給する		全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む通勤手当を支給しない
	%	%	%	%	%	%
山形県	64.9	(79.3)	—	(3.8)	(16.8)	35.1
全 国	61.5	(50.3)	(10.4)	(21.8)	(17.5)	38.5

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
山 形 県	規 模 計		54.8 %	45.2 %	54.0 %	46.0 %	53.8 %	46.2 %
		500人以上	62.4	37.6	59.4	40.6	59.4	40.6
		100人以上 500人未満	54.5	45.5	51.4	48.6	49.4	50.6
		50人以上 100人未満	48.3	51.7	52.7	47.3	56.3	43.7
全 国	規 模 計		55.7	44.3	52.6	47.4	51.8	48.2
		500人以上	52.4	47.6	45.6	54.4	44.7	55.3
		100人以上 500人未満	57.5	42.5	54.4	45.6	53.5	46.5
		50人以上 100人未満	54.3	45.7	53.2	46.8	52.7	47.3

第23表 民間における定年制の状況等

その1 定年制の状況

	定年制あり	定年年齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
山形県	99.3 %	68.1 %	31.2 %	0.7 %
全 国	98.8	75.5	23.3	1.2

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
山形県	課長級	46.1 %	33.0 %	53.9 %
	非管理職	40.1	29.7	59.9
全 国	課長級	49.5	30.6	50.5
	非管理職	42.9	28.3	57.1

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級		非管理職	
山形県	全 国	山形県	全 国
82.0 %	76.0 %	83.0 %	77.0 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

《参考》 民間給与との職務階層別の対応関係表

行政職給料表	民間対応職種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 50人以上 100人未満
9 級	支店長 工場長 部長 部次長		
8 級	課長	支店長 工場長 部長 部次長	
7 級			支店長 工場長 部長 部次長
6 級	課長代理	課長	
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 生計費及び労働経済指標関係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「家計調査」等の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費……………食料
- 住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費……………被服及び履物
- 雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和6年4月のものとして算定したものである。

第24表 山形市における費目別・世帯人員別標準生計費

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	36,360 ^円	46,220 ^円	60,070 ^円	73,920 ^円	87,780 ^円
住居関係費	39,820	44,630	41,140	37,650	34,170
被服・履物費	5,830	5,440	8,310	11,180	14,040
雑費 I	20,790	28,510	43,690	58,880	74,070
雑費 II	10,250	18,480	23,230	27,980	32,730
計	113,050	143,280	176,440	209,610	242,790

《参考》 全国における費目別・世帯人員別標準生計費（人事院算定）

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	32,960 ^円	41,900 ^円	54,450 ^円	67,010 ^円	79,570 ^円
住居関係費	45,350	50,820	46,850	42,880	38,910
被服・履物費	5,970	5,580	8,510	11,450	14,390
雑費 I	24,220	33,210	50,890	68,590	86,280
雑費 II	10,610	19,130	24,040	28,960	33,870
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020

第25表 労働経済指標

項 目 年 月	賃金・労働時間（毎月勤労統計調査）											
	山形県						全 国					
	きまって支給する給与				総実労働時間数		きまって支給する給与				総実労働時間数	
	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調 査 産 業 計)	うち 所定外 労 働 時 間 数	(調査産業計)		うち 所定内給与		(調 査 産 業 計)	うち 所定外 労 働 時 間 数
金 額	前 年 同 月 比	金 額	前 年 同 月 比	(時間)	(時間)	金 額	前 年 同 月 比	金 額	前 年 同 月 比	(時間)	(時間)	
(千円)	(%)	(千円)	(%)			(千円)	(%)	(千円)	(%)			
令和5年 4月	269.7	0.6	248.5	0.9	156.9	12.4	310.9	1.0	285.1	1.2	148.3	12.6
5月	268.8	2.4	248.6	2.9	147.6	11.8	307.7	2.1	283.5	2.2	140.9	11.7
6月	271.3	2.3	251.2	3.0	159.7	11.4	309.5	1.8	285.2	1.8	149.7	11.9
7月	268.8	1.6	248.8	2.3	155.0	11.6	309.8	2.0	285.0	2.1	146.3	12.0
8月	268.2	2.1	248.6	2.7	145.7	10.8	307.3	1.8	283.2	2.0	139.3	11.2
9月	268.4	1.6	248.9	2.7	153.0	11.4	308.6	1.5	284.2	1.6	143.4	12.0
10月	270.7	2.3	250.2	3.2	156.1	12.3	311.0	1.8	285.6	2.0	146.4	12.5
11月	273.8	2.6	252.9	3.5	155.4	12.0	310.9	1.7	285.2	1.9	146.3	12.3
12月	271.4	1.8	250.6	2.5	152.8	11.6	311.2	1.7	285.8	2.1	143.3	12.1
令和6年 1月	261.2	△ 0.8	242.5	0.2	139.4	10.5	306.3	1.2	282.7	1.5	134.9	11.2
2月	263.8	0.1	244.3	0.4	147.0	10.9	308.1	1.9	284.2	2.2	139.7	11.7
3月	264.4	0.1	245.4	0.6	146.7	10.6	312.1	2.1	287.2	2.3	141.9	12.2
4月	268.2	1.0	249.1	1.6	153.1	11.0	316.5	2.3	291.3	2.5	147.5	12.2
5月	267.3	0.9	248.9	1.5	148.9	10.7	315.0	2.8	290.8	2.9	143.6	11.5
6月	269.6	0.9	250.3	0.9	154.0	11.6	317.1	2.8	292.8	3.0	145.6	11.6
資料出所	山形県みらい企画創造部						厚生労働省					

(注) 1 (p) の付されている数値は速報値である。

2 「実質国内総生産（GDP）」は平成27年基準、「きまって支給する給与」の前年同月比、「うち所定内給与」の前年同月比、「消費者物価指数(総合)」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。

3 「きまって支給する給与」、「うち所定内給与」、「総実労働時間数」、「うち所定外労働時間数」及び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

生計費（家計調査）				物 価			雇 用			生 産
消費支出（名目） （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）				消費者物価指数 （総合）		国内 企 業 物 価 指 数	常用雇 用指数 （調 査 産業計）	完 全 失 業 率 （季 節 調整値）	有効求 人倍率 （季 節 調整値）	実 質 国 内 総生産 （GDP）
全 国		山 形 市		全 国	山形市					
金 額 （千円）	前 年 同 月 比 （%）	金 額 （千円）	前 年 同 月 比 （%）	前 年 同 月 比 （%）	（%）	（倍）	前期比 （%）			
334.2	△ 2.9	345.8	17.0	3.5	3.1	5.8	0.7	2.6	1.32	0.7
311.8	△ 1.0	323.9	6.9	3.2	2.9	5.1	0.8	2.6	1.32	
298.4	△ 0.7	333.9	9.1	3.3	3.4	4.1	0.6	2.5	1.31	
306.3	△ 3.6	321.0	7.8	3.3	3.4	3.7	0.7	2.6	1.30	△ 1.1
311.5	△ 3.4	315.4	20.5	3.2	3.3	3.5	0.7	2.6	1.30	
311.7	△ 0.7	571.7	152.3	3.0	3.4	2.4	0.8	2.6	1.29	
330.6	0.6	311.6	8.5	3.3	3.8	1.2	0.8	2.5	1.29	0.1
301.7	△ 2.1	319.0	△ 3.3	2.8	3.2	0.6	1.0	2.5	1.27	
348.9	△ 1.4	397.3	8.4	2.6	3.5	0.3	1.1	2.5	1.27	
313.2	△ 5.4	324.7	△ 10.2	2.2	3.4	0.3	0.9	2.4	1.27	△ 0.6
307.8	3.0	331.3	△ 21.2	2.8	3.8	0.7	1.0	2.6	1.26	
353.8	4.1	384.5	△ 4.5	2.7	3.5	0.9	1.2	2.6	1.28	
345.0	3.2	333.5	△ 3.6	2.5	3.8	0.9	1.1	2.6	1.26	(p)
318.6	2.2	305.4	△ 5.7	2.8	3.9	2.3	1.2	2.6	1.24	0.7
300.2	0.6	273.8	△ 18.0	2.8	3.4	2.6	1.4	2.5	1.23	
総 務 省					山形県 みらい 企画創造部	日 本 銀 行	厚 生 勞 働 省	総務省	厚 生 勞 働 省	内閣府